

「今、命はあるし、頭の上には屋根もある。でも、私たちに未来はあるのでしょうか」

アフガン避難民の、少女の言葉です。

彼女の2人の妹は、爆撃で亡くなりました。もう一人の妹は、突然に2人の妹を失った衝撃で、表情を失くしました。母親はたいへん疲れていて、父親には、決まった仕事がありません。時々、彼女は完全に、希望を失う時があると言います。

私たちの国では、少年も、少女も、容易く未来のことを語ります。なぜなら彼らは、自らに未来が保障されていることを、知っているからです。

しかしながら、この、わずか12歳の少女は、自らの未来を語ることも出来ません。彼女は、自らの中に描いた夢に近付くことすら、許されない環境にあるのです。

ただ、生まれた場所が違う、そんな些細な違いが、私たちにそれを許し、彼女にそれを許さないのです。

私の理想社会像は、「自らの価値観が尊重される社会」です。

ここで価値観とは、2種類の選好を指します。それは、身体の保持や行使といった生命に関する選好と、教育や職業といった社会生活に関する選好です。選好とは、他の選択肢よりも、あるものを好むことを意味します。これら価値観を守るためには、最低限の衣食住と、そして、教育や職業を選択する機会の担保が必要となります。それらが担保され、価値観が相互に尊重されることで、人々は、価値観に基づく、自己決定の実現努力が、可能となるのです。

ここにおける私の問題意識は、「国内避難民」が十分に保護されていないことにあります。

国内避難民とは、居住地からの移動を余儀なくされ、自国内の別の場所に逃がれることを強いられた人々を指します。彼らは、紛争や暴動の影響で、自国の政府から庇護を受けることが出来ません。なぜなら、自国政府が、彼らを保護する能力、あるいは、意思を持たないからです。

そのため、国内避難民は、生命的な選好においても、社会的な選好においても、尊重されていないのです。

例えば、マリの国内避難民は、清潔な水の入手すら、困難な状況にあります。医療サービスも受けることが出来ません。コンゴの国内避難民の中には、栄養失調によって命を落とす人々が多くいます。これは、彼らの生命的な選好が守られていないことの、ほんの一例です。

加えて、彼らは、社会的な選好においても尊重されていません。マリでは、就学も厳しい状況にあります。教育設備の整わない郊外に、避難せざるを得ないからです。コンゴでは、子供たちは強制的に、戦闘要員として徴兵されることもあります。彼らには当然、真つ当な教育機会など、担保されるはずもありません。

彼らは、保障されない衛生環境の中で、いつ命を落とすかも分からない危険に晒されています。そして、整うことのないインフラの中で、教育や、あるいは職業を得ることすらままならないのです。

このような国内避難民の数は世界全体で、2011年現在、2700万人にも上ります。これは、世界中で強制避難を余儀なくされた人々の、七割を占める数字です。そして、残り三割は、いわゆる難民と呼ばれる人々です。

それでは、難民と国内避難民にはどのような違いがあるのでしょうか。

難民は、その地位と保護に関して、「難民の地位に関する条約」という、偏在性のない規定で、保護を保障されている人々です。彼らは、他国に逃れ、その他国の政府に対して、庇護を求めることが出来たからです。

しかし一方で、国内避難民には、それらが担保されていません。その具体例として、アフガンの人々の例が挙げられます。多くのアフガン難民が暮らす、パキスタンの難民キャンプにおいては、90パーセントもの人々が、清潔な水を手に入れることが出来ます。また、初等教育は、70パーセント以上の子供たちに担保されています。しかし、アフガニスタン国内に留まっている、国内避難民@はどうでしょうか。彼らの中で、清潔な水を手に入れることが出来るのは、たった3パーセントの人々です。加えて、初等教育においては、35パーセントほどの子供たちにしか、保証されていません。

この数字は、世界的に見た「難民」と「国内避難民」の格差の水準に、ほぼそのまま当て嵌まります。自国内に留まっている人々に、国際的支援が行き届くことはありません。そして、それだけでなくも彼らには、自国政府からの庇護がありません。彼らは、あらゆる組織からも、保護されていないのです。

では、彼らがなぜここまで保護されることがないのか。その原因は2点挙げられます。

1点目は、国内避難民の地位が確定していないこと。

2点目は、国内避難民に対しての、国際的保護体制が確立していないこと。

まず、1点目の、国内避難民の地位の未確定について。

そもそも、国内避難民の保護についての関心が高まったのは、1990年代に入ってからです。人権保護の概念が主流となり、彼らの問題は、徐々に国際世論の中で重要性を帯びてきました。なぜなら、国内避難民の保護が、難民保護の恒久的な解決手段として、有用であると考えられたからです。実際、1998年には、当時の国連事務総長によって「国内避難民に関する指針」が提出され、採用されています。

しかし一方で、急激な増加を続ける国内避難民に対し、その対応は現実的には追いついていません。彼らの地位に関して、明確な規定を定めた国際規定がないのは、この最たるものと言えるでしょう。彼らは、明確な地位規定の条約を持つ「難民」とは違い、国際的保護の仕組みを十分に受けることが出来ないのです。

次に、2点目の、国際保護体制の未確立について。

1点目の原因により、現在、国内避難民に対しては、明確な保護程度が規定されていません。そのため、国際的に、具体的な財源や任務等の、負担分担を行うことが出来ていないのです。その分担が明確でないため、協力に関する要請は各国連機関に通達されていますが、それは努力目標に留まっています。また、その通達に対して、達成状況を確認する機関も存在しません。そのため、現在、国内避難民の支援活動は、国連難民高等弁務官事務所に依存する形になっているのです。

これらを踏まえ、私の政策の目的はひとつ。

国内避難民を、国内で保護することです。

それでは以下に、それを叶え得る政策を、2点提示させていただきます。

1点目、国内避難民の地位を規定した条約の締結。

2点目、国内避難民保護の管轄組織の設置。

まず、1点目の、条約締結について。

この政策においては、国内避難民の地位を明確にし、国内避難民に対する保護の程度を、確立することを目指します。具体的には、国内避難民の地位を、難民と等しいものであるとし、その保護は、等しくなされるべきであるとし、加えて、難民条約における規定を採用し、その衣食住や多々ある権利が、国連の定める絶対的貧困以上の水準に保たれるべきであるとし、これは、保護の偏在性をなくすための文言です。また、自国政府の庇護を受けられない人々の保護は、国際社会の責任であるという現行の原則を、規則として明示します。

次に、2点目の、管轄組織の設置について。

この政策におきましては、まず、1点目の政策の実現が前提となります。そして、先に述べた条約において、分担された活動について、効率化と達成を統括する機関を定めます。それが、「国連人道問題調整事務所」—「OCHA」です。この機関は、現存する機関であり、その名の通り、人道に関する任務を担当しています。

この機関を利用するメリットは、この機関が既に、国内避難民保護の統括経験を持っている、という点です。2005年12月、この機関がグルジアで実施したアプローチにより、国内避難民の大半が元の居住地に帰還した、という成功事例があります。そのアプローチ実施に際し、それぞれ専門組織が、任務を振り分けられました。任務に対する責任も、明確化されています。そのため、各専門機関、および各国政府の負担が明示されることとなりました。また、このアプローチにおいて最も革新的だったのは、NGO団体が主体的に活動できた点でもあります。結果、グルジアの国内避難民に対する支援は、十分に行き渡ることとなったのです。

価値観を抑圧された人々は、今、この瞬間にも、増え続けています。

彼らは命を失う恐怖に怯え、未来の見えない現実に涙しているのです。

しかし私たちは、そんな彼らを救うことができます。

目を凝らし、耳を傾け、手を差し伸べられるのならば！

そして今こそ、その時です。

若い少年や少女が、笑顔で語れる未来のために、皆さん、今、この手を！

ご清聴、ありがとうございました。